

ドイツ

(参考) 1ユーロ=110.94円 (2011年期中平均)

1 経済情勢

ドイツの実質GDP成長率は、世界金融危機の中で、2008年には前年の3.4%から0.8%に低下し、2009年にはマイナス5.1%となったが、2010年には3.6%に回復し、2011年第3四半期には0.5%となった。

〈表3-3-1〉ドイツの実質GDP成長率

年	2007	2008	2009	2010				2011			
				Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
実質GDP成長率	3.4	0.8	-5.1	3.6	0.5	1.9	0.8	0.5	1.3	0.3	0.5

資料出所：ドイツ連邦統計局 (DESTATIS)  
注：実質GDP成長率は対前年比又は対前期比 (季節調整値) である。

2 雇用・失業対策<sup>1)</sup>

(1) 雇用・失業情勢

ドイツの登録失業者数は、世界金融危機を受けて、2009年には341.5万人まで増加したが、その後は減少し、2010年には323.8万人、2011年12月には278万人となっている。登録失業率は2009年に8.1%に上昇したが、その後低下し、2010年は7.7%、2011年12月には6.6%となっている。

〈表3-3-2〉ドイツの雇用・失業の動向

年月	2007	2008	2009	2010				2011					
				3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月		
労働力人口	43,392	43,426	43,539	43,452	-	-	-	-	43,541	-	-	-	-
就業者数	39,857	40,345	40,362	40,553	39,993	40,460	40,740	41,019	41,094	40,538	41,006	41,276	41,579
登録失業者数	3,760	3,258	3,415	3,238	3,568	3,153	3,031	3,016	2,976	3,210	2,893	2,796	2,780
登録失業率	9.0	7.8	8.1	7.7	8.5	7.5	7.2	7.2	7.1	7.6	6.9	6.6	6.6

資料出所：ドイツ連邦統計局 (DESTATIS)：労働力人口、就業者数  
ドイツ連邦雇用庁 (BA)：登録失業者数、登録失業率  
注：①就業者数 (Erwerbstätige) には、職業訓練生を含む。  
②登録失業者数 (Arbeitslosen) は、「社会法典第3編 (SGBⅢ) 第16条 (失業) の定義に基づき、連邦雇用庁 (BA) に失業登録をした者で、登録失業率 (Arbeitslosenquoten) はこれを基に算出される。

(2) 雇用・失業対策の実施機関

雇用・失業対策について、ドイツ連邦労働・社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales : BMAS) が施策を立案し、公法上の法人 (Körperschaft des Öffentlichen Rechts) である連邦雇用庁 (Bundesagentur für Arbeit : BA)<sup>2)</sup> が、求職者への職業紹介、失業保険制度の運営及びその他の雇用・失業対策を実施している。

連邦雇用庁 (BA) の本部はニュールンベルグにあり、州レベルでは10の地域総局 (Regionaldirektion)、地方レベルでは178の公共職業安定所 (Agentur für Arbeit : AA) と約610の支所 (Geschäftsstelle) を擁している<sup>3)</sup>。

(3) 一般向け雇用維持・促進施策

a 操業短縮労働者助成金

(Kurzarbeitergeld : KUG)<sup>4)</sup>

操業短縮労働者助成金 (KUG) は、経済的要因又は不可抗力の出来事に起因して、事業主が従業員を解雇することなく一時的に操業短縮を行ったことにより、賃金の支払いが減少した場合に、賃金の補てんのための費用を

■ 1) 詳細は「2009～2010年海外情勢報告」特集第3章ドイツを参照のこと。  
■ 2) 2003年12月に成立した「ハルツ第三法 (HartzⅢ)」による組織改革により、2004年1月1日より、ドイツ連邦雇用庁がBundesanstalt für Arbeit からBundesagentur für Arbeitへと名称が変更された。それに伴い、州労働局 (Landesarbeitsämter) から地域総局 (Regionaldirektion) へと名称変更され、公共職業安定所は、ArbeitsamtからAgentur für Arbeitへと名称変更された。  
■ 3) ドイツ連邦雇用庁 (BA) の組織に関するホームページ ([http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_27200/zentraler-Content/A01-Allgemein-Info/A015-Oeffentlichkeitsarbeit/Allgemein/Organisation.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_27200/zentraler-Content/A01-Allgemein-Info/A015-Oeffentlichkeitsarbeit/Allgemein/Organisation.html)) 参照。  
■ 4) 「操業短縮労働者助成金 (KUG)」に関するドイツ連邦労働・社会省 (BMAS) の最新資料 (2010年4月版) : ([http://www.bmas.de/portal/31218/property=pdf/a843\\_Flyer\\_kurzarbeit.pdf](http://www.bmas.de/portal/31218/property=pdf/a843_Flyer_kurzarbeit.pdf)) 参照。  
連邦雇用庁 (BA) の資料 : 「Gesetzesänderungen und Ihre Vorteile im Überblick : Informationen FÜR Arbeitgeber」 (<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/A01-Allgemein-Info/A015-Oeffentlichkeitsarbeit/Publikation/pdf/Kurzarbeitergeld-Aenderungen.pdf>, [http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_27620/Navigation/zentral/Unternehmen/Hilfen/Kurzarbeitergeld/Kurzarbeitergeld-Nav.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_27620/Navigation/zentral/Unternehmen/Hilfen/Kurzarbeitergeld/Kurzarbeitergeld-Nav.html)) 参照。

事業主に支給する制度である。

操業短縮労働者助成金（KUG）には、フルタイムで働く通常の労働者を対象とし、景気変動を理由とした操業短縮労働者助成金（Konjunkturelles Kurzarbeitergeld）及び建設業等における季節雇用者を対象とした季節的操業短縮労働者助成金（Saison-Kurzarbeitergeld）<sup>5)</sup>とがある。

#### (a) 景気変動を理由とした操業短縮労働者助成金

（Konjunkturelle Kurzarbeitergeld：KUG）<sup>6)</sup>

##### ア 制度の概要

景気変動を理由とする「操業短縮労働者助成金（KUG）」は、事業主が従業員を解雇することなく、一時的に操業短縮を行う場合に、事業主及び従業員の両者に助成されるものである。

##### イ 根拠法令

「社会法典第3編（SGBⅢ）」§§169～182、§421t<sup>7)</sup>である。

##### ウ 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

##### エ 財源

社会保険料（労使折半）が主な財源であるが、その他に欧州社会基金（European Social Fund：ESF）<sup>8)</sup>からも拠出されている。

##### オ 制度の対象者

支払った賃金及び社会保険料については事業主が、職

業継続訓練については被用者がその対象である。

##### カ 受給要件

事業主は、景気変動を理由として、労働報酬支払いを伴う顕著な労働停止（労働停止1暦月ごとに事業所の従業員3分の1以上の労働者について月あたりの総労働報酬の10%以上を削減）がある場合に、操業短縮の合意を従業員から得た場合、公共職業安定所（AA）へ操業短縮の申請を行う。

なお、2011年12月までの時限措置として、事業主が操業短縮を開始した場合は、1人以上の従業員の賃金が10%以上削減されれば制度の対象とされていた。

##### キ 給付内容

###### ① 賃金

事業主は、操業短縮により削減された分の従業員の手取り賃金額（Nettoarbeitsentgelts）の60%（子供がいる場合は67%）である「操業短縮労働者助成金（KUG）」の額を計算し、従業員に支払う。その後、事業主は、公共職業安定所（AA）に申請することによりこの額を支給してもらう。

支給期間は、支給対象となる月から、労働停止がなくなるまでの間で、以下の通りとなっている。

###### ○基本

最大で6か月間。

○2009年1月から12月までに事業主が操業短縮を開始した場合<sup>9)</sup>（時限措置）

最大で24か月間。

○2010年1月から12月までに事業主が操業短縮を開始した場合<sup>10)</sup>（時限措置）

■ 5) 季節的操業短縮労働者助成金（Saison-KUG）は、建設業等における被用者の通年雇用を促進するために、季節的条件による作業中止のために、賃金が減少するのを補填するために、悪天候の期間（12月1日から3月31日まで）に支給されるものである。

■ 6) 景気変動を理由とした操業短縮労働者助成金（Konjunkturelle Kurzarbeitergeld：KUG）に関するドイツ連邦労働・社会省（BMAS）ホームページ（<http://www.bmas.de/DE/Themen/Arbeitsmarkt/Arbeitsfoerderung/kug.html>）参照。

■ 7) 「社会法典第3編（SGBⅢ）」§421t Sonderregelungen zu Kurzarbeitergeld, Qualifizierung und Arbeitslosengeld（[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_421t.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_421t.html)）参照。

■ 8) 欧州社会基金（European Social Fund）は、1957年にEU加盟国における雇用の促進、失業の防止、職業能力開発、労働市場における差別禁止を目的とする政策を支援するために創設された。（[http://www.esf.de/portal/generator/944/esf\\_grundlagen.html](http://www.esf.de/portal/generator/944/esf_grundlagen.html)）、（[http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_186358/zentraler-Content/A05-Beruf-Qualifizierung/A052-Arbeitnehmer/Allgemein/Foerderung-Qualimassnahmen-ESF.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_186358/zentraler-Content/A05-Beruf-Qualifizierung/A052-Arbeitnehmer/Allgemein/Foerderung-Qualimassnahmen-ESF.html)）参照。また、公共職業安定所（AA）は、「欧州社会基金」による2007～2013年の支援計画に基づき、職業教育訓練の費用を欧州社会基金（European Social Fund）により追加助成する場合もある。

■ 9) 2009年5月29日、改正規則施行（[http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_27620/zentraler-Content/A06-Schaffung/A062-Beschaeftigungsverhaeltnisse/Allgemein/Kurzarbeitergeld.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_27620/zentraler-Content/A06-Schaffung/A062-Beschaeftigungsverhaeltnisse/Allgemein/Kurzarbeitergeld.html)）参照。

最大で18か月間。

○2011年1月から12月までに事業主が操業短縮を開始した場合<sup>11)</sup>(時限措置)

最大で12か月間。

## ② 社会保険料

事業主は、公共職業安定所(AA)に申請することにより、事業主負担分の社会保険料が最初の6か月間は50%が支給され、7か月目以降は100%が支給される。さらに、操業短縮期間中に従業員に職業継続訓練を受講させる事業主は、公共職業安定所(AA)への申請当初から、事業主負担分の社会保険料の100%が支給される(「社会法典第3編(SGBⅢ)」§421t(1))<sup>12)</sup>。なお、社会保険料についてのこれらの措置は2011年12月までの時限措置となっている。

## ク 給付実績等

2010年における景気変動を理由<sup>13)</sup>とする「操業短縮労働者助成金(KUG)」の月当たり平均の申請者数は、502,694人となっている。

資料出所：連邦雇用庁(BA)<sup>14)</sup>

## b ミニ・ジョブ(Mini-Jobs) / ミディ・ジョブ(Midi-Jobs) 従事者に対する所得税・社会保険料の減免<sup>15)</sup>

### (a) 制度の概要

ミニ・ジョブ(Mini-Jobs) / ミディ・ジョブ(Midi-Jobs)に従事する僅少労働者の所得税の免除、社会保険料の免除・段階的な軽減措置が行われる制度である<sup>16)</sup>。

① ミニ・ジョブ(Mini-Jobs)<sup>17)</sup>の従事者に対しては、所得税と社会保険料(年金保険、健康保険)の労働者負担分は免除され、事業主によって全額負担される<sup>18)</sup>。

② ミディ・ジョブ(Midi-Jobs)<sup>19)</sup>の従事者に対しては、社会保険料の労働者負担分について所得に応じて減額される。なお、事業主は通常の保険料を負担する。

### (b) 根拠法令

「社会法典第4編(SGBⅣ)」§8及び§20である<sup>20)</sup>。

### (c) 管理運営主体

連邦雇用庁(BA)が管理運営する。

### (d) 財源

社会保険料(労使折半)が財源である。

### (e) 給付実績等

2010年6月においてミニ・ジョブのみに従事する者は、4,916,487人であった。

資料出所：連邦雇用庁(BA)<sup>21)</sup>

- 10) 2009年12月8日、改正規則施行  
([http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_27620/zentraler-Content/A06-Schaffung/A062-Beschaeftigungsverhaeltnisse/Allgemein/Kurzarbeitergeld.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_27620/zentraler-Content/A06-Schaffung/A062-Beschaeftigungsverhaeltnisse/Allgemein/Kurzarbeitergeld.html)) 参照。
- 11) 2010年12月1日、改正規則施行  
([http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_27620/zentraler-Content/A06-Schaffung/A062-Beschaeftigungsverhaeltnisse/Allgemein/Kurzarbeitergeld.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_27620/zentraler-Content/A06-Schaffung/A062-Beschaeftigungsverhaeltnisse/Allgemein/Kurzarbeitergeld.html)) 参照。
- 12) 「社会法典第3編(SGBⅢ)」§421t Sonderregelungen zu Kurzarbeitergeld, Qualifizierung und Arbeitslosengeld  
([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_421t.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_421t.html)) 参照。
- 13) 「社会法典第3編(SGBⅢ)」§170に基づくもの。(http://bundesrecht.juris.de/sgb\_3/\_170.html) 参照。
- 14) 連邦雇用庁(BA) ホームページ：「Kurzarbeit - Zeitreihen」, Zeitreihe Kurzarbeiter, Jahresdurchschnittswerte  
(<http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Lohnersatzleistungen-SGBⅢ/Kurzarbeitergeld/Kurzarbeitergeld-Nav.html>) 参照。
- 15) ミニ・ジョブセンター(Mini-Job Zentrale)の資料：Beschäftigungen in der Gleitzone zwischen 400.01 und 800.00 Euro :  
([http://www.minijob-zentrale.de/nn\\_10904/DE/2\\_\\_AG/6\\_\\_Gleitzone/InhaltsNav.html?\\_\\_nnn=true](http://www.minijob-zentrale.de/nn_10904/DE/2__AG/6__Gleitzone/InhaltsNav.html?__nnn=true)) 参照。
- 16) 「ハルトツ改革」により、ミニ・ジョブ/ミディ・ジョブ従事者に対する所得税・社会保険料の減免、「失業給付Ⅱ」を受給しながらの就労(追加的稼得)における所得控除、中高年齢労働者に対する所得保障、若年労働者に対する職業訓練助成金等の制度などの就労と公的給付を組み合わせる新しい「コンビ賃金(Kombilohn)」の仕組みが導入された。
- 17) ミニ・ジョブ(Mini-Jobs)は、1年間の賃金平均月額が400ユーロ以下の就労である
- 18) 事業主が、月額400ユーロまでのミニ・ジョブの賃金の一定割合の税・社会保険料を一括納付することにより、労働者は税・社会保険料の負担なしに額面通りの賃金を受け取ることができる。事業主の一括負担割合は、賃金の30.88%で、内訳は、年金保険料15%、医療保険料13%、税金2%、傷病・出産手当金の相殺額0.84%、倒産手当の割当金0.04%となっている。ミニ・ジョブセンター(Mini-Job Zentrale)の資料：400-Euro-Minijob> Pauschalabgaben : ([http://www.minijob-zentrale.de/nn\\_10774/DE/2\\_\\_AG/1\\_\\_geringfuegige\\_beschaeftigung/5\\_\\_pauschalabgaben/InhaltsNav.html?\\_\\_nnn=true](http://www.minijob-zentrale.de/nn_10774/DE/2__AG/1__geringfuegige_beschaeftigung/5__pauschalabgaben/InhaltsNav.html?__nnn=true)) 参照。
- 19) ミディ・ジョブ(Midi-Jobs)は、1年間の賃金平均月額が400.01ユーロ以上800.00ユーロ以下の就労である。
- 20) 「社会法典第4編(SGBⅣ)」§8 ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_4/\\_8.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_4/_8.html))、「社会法典第4編(SGBⅣ)」§20 ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_4/\\_20.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_4/_20.html)) 参照。

**c 倒産手当 (Insolvenzgeld : InsG)<sup>22)</sup>**

**(a) 制度の概要**

「倒産手当 (Insolvenzgeld : InsG)」は、雇用関係のあった事業主が倒産し、労働報酬が未払いになった元被用者に対して支給されるものである。

**(b) 根拠法令**

「社会法典第3編 (SGB III)」§§183、189a、208、314、316、320(2)、324(3)、327(3)である。

**(c) 管理運営主体**

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

**(d) 財源**

事業主が支払う割当金 (「社会法典第3編 (SGB III)」§358)<sup>23)</sup> が財源である。

**(e) 制度の対象者**

事業主の倒産により労働報酬が未払いとなっている元被用者が対象となる。

**(f) 受給要件**

事業主の倒産により労働報酬が未払いとなっていること。

なお、元被用者は、原則として事業主が倒産した後、2カ月以内に公共職業安定所 (AA) に申請を行わなければならない。

**(g) 給付内容**

「倒産手当 (InsG)」は、未払いの純労働報酬額

(Nettoarbeitsentgelts) が、「失業給付 I」(3(1) 参照。)の毎月の社会保険料を算定する標準報酬額を超えない限りにおいて、倒産以前に雇用関係があった最後の3ヶ月分が公共職業安定所 (AA) によって支払われる。

また、公共職業安定所 (AA) により、最後の3ヶ月間の未払いの法的社会保険料 (健康保険、介護保険、年金保険) および「失業給付 I」の社会保険料も、同時に支払われる。

**(h) 給付実績等**

2010年の受給者数 (元被用者) の総数は、156,307人となっている。

資料出所：連邦雇用庁 (BA)<sup>24)</sup>

**d 職業紹介支援 (Vermittlungsbudget : VB)<sup>25)</sup>**

**(a) 制度の概要**

職業紹介支援 (VB) は、連邦雇用庁 (BA) が、失業者、失業の恐れのある者、職業教育訓練ポストを探している者に対して、社会保険加入義務のある仕事に就くための職業相談や助成金の支給等を行う制度である。職業紹介支援は、失業者と所轄の公共職業安定所の担当者が話し合い、失業者個人の需要や状態に応じて柔軟に行われるものであり、任意給付であって法的請求権は存在しない。

職業紹介支援 (VB) として支給される助成金の例としては、紹介された仕事へ応募する際の諸費用<sup>26)</sup>、交通費、IT関連機器費用などが挙げられる。

**(b) 根拠法令**

「社会法典第3編 (SGB III)」§45である<sup>27)</sup>。

■21) 資料出所：連邦雇用庁 (BA) の統計：「Arbeitsmarkt 2010」、P.70  
Tabelle IV.B.3 Ausschließlich Geringfügig entlohnte Beschäftigung nach Personengruppen  
(<http://statistik.arbeitsagentur.de/Statischer-Content/Arbeitsmarktberichte/Jahresbericht-Arbeitsmarkt-Deutschland/Generische-Publikationen/Arbeitsmarkt-2010.pdf>) 参照。

■22) 連邦雇用庁 (BA) ホームページのMerkblatt No.10「倒産手当」  
([www.arbeitsagentur.de/centraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB-10-Insolvenzgeld-f-AN.pdf](http://www.arbeitsagentur.de/centraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB-10-Insolvenzgeld-f-AN.pdf)) 参照。

■23) 「社会法典3編 (SGB III)」§358：[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_358.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_358.html)

■24) 連邦雇用庁 (BA) ホームページ：「Arbeitsmarkt in Zahlen Leistungen nach dem SGB III」, Insolvenzzgeld, August 2011,3. Anträge auf Insolvenzzgeld - Zeitreihe  
([http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Lohnersatzleistungen-SGBIII/Insolvenzzgeld/Insolvenzzgeld-Nav.html?year\\_month=aktuell](http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Lohnersatzleistungen-SGBIII/Insolvenzzgeld/Insolvenzzgeld-Nav.html?year_month=aktuell)) 参照。

■25) 職業紹介支援 (Vermittlungsbudget) に関する連邦労働・社会省 (BMAS) のホームページ：  
([http://www.bmas.de/portal/43714/2010\\_03\\_29\\_vermittlungsbudget.html](http://www.bmas.de/portal/43714/2010_03_29_vermittlungsbudget.html))、  
職業紹介支援 (Vermittlungsbudget) に関する連邦雇用庁 (BA) のホームページ：  
(<http://www.arbeitsagentur.de/centraler-Content/HEGA-Internet/A04-Vermittlung/Publikation/HEGA-11-2009-Vermittlungsbudget-Anlage-1.pdf>) 参照。

■26) 紹介された仕事へ応募する際の諸費用 (steuertipps) には、履歴書、写真、必要書類のコピー、切手、証明書等の作成及び購入の際にかかる費用を含む。

## (c) 制度の対象者

失業者、失業の恐れのある者又は職業教育訓練ポストを探している者である。

## (d) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

## (e) 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

## (f) 失業者に対する支援

所轄の公共職業安定所の担当者との相談の結果、支援が必要だと判断された場合に、職業相談に加え、紹介された仕事へ応募する際の諸費用、交通費、IT関連機器費用等の助成金の支給が失業者個人の需要や状態に応じて支給される (任意給付であるので法的請求権は存在しない)。

## (g) 企業に対する支援

特になし。

## (h) 給付実績 (及び対象者数)

2010年の助成者数 (Forderungen aus dem Vermittlungsbudget) は、2,684,341人であった。そのうち、「失業給付 I」の受給者は1,211,178人、「失業給付 II」の受給者は1,473,163人であった。

資料出所：連邦雇用庁 (BA)<sup>28)</sup>

e 起業助成金 (Gründungszuschuss : GZ)<sup>29)</sup>

## (a) 制度の概要

起業助成金 (Gründungszuschuss : GZ) は、失業者が起業活動に着手し、それにより失業状態を終了させる

場合に、起業開始直後の数カ月間の生活費及び社会保険料をカバーするための助成金である。

起業助成金は、2段階に分けて支給される。最初の6カ月間は、生活保障のために最後に受給した「失業給付 I」に見合う額と社会保険料の月額300ユーロを足した額となる。第2段階では、集中的に起業活動を行っていること及び当該起業活動を本業として行っていることが説明されるならば、さらに9カ月間、社会保険料の月額300ユーロが支給される。<sup>30)</sup>

なお、起業助成金は、受給期間終了後、24か月間は再度受給することはできない。

## (b) 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」§§57 ~ 58である。

## (c) 制度の対象者

失業状態を終了させるために起業する者が対象である。起業活動に着手する際に、少なくとも150日間の「失業給付 I」の残余受給期間を有している必要がある。

起業者は起業活動を行うために必要な知識と技能を有することを説明する必要がある。

起業者は公共職業安定所 (AA) に対して、起業能力に関する専門機関による肯定的見解を示さなければならない。専門機関とは、産業会議所、商工会議所、手工業会議所、職能身分団体、業界団体、および金融機関を指す。

## (d) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

## (e) 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

■27) 「社会法典第3編 (SGB3)」§45 (Förderung aus dem Vermittlungsbudget) ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_45.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_45.html)) 参照。

■28) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ：「Arbeitsmarkt 2010」、P.116、Tabelle IV.F.1a (<http://statistik.arbeitsagentur.de/Statischer-Content/Arbeitsmarktberichte/Jahresbericht-Arbeitsmarkt-Deutschland/Generische-Publikationen/Arbeitsmarkt-2010.pdf>) 参照。

■29) 連邦雇用庁 (BA) の「起業助成金 (Gründungszuschuss)」に関するホームページ：  
(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB-3-Vermittlungsdienste-Leistungen.pdf>、  
[http://www.arbeitsagentur.de/nm\\_431514/EN/Navigation/Zentral/Leistungen/Existenzgruendung/Existenzgruendung-Nav.html](http://www.arbeitsagentur.de/nm_431514/EN/Navigation/Zentral/Leistungen/Existenzgruendung/Existenzgruendung-Nav.html)) 参照。

■30) 2011年11月25日に可決された「労働市場編入機会改善法 (Gesetz zur Verbesserung der Eingliederungschancen am Arbeitsmarkt)」により、2011年12月28日から、第1段階の支給は9ヵ月から6ヵ月に短縮され、第2段階の支給は6ヵ月から9ヵ月に延長された。また、起業活動に着手する際に有している必要のある「失業給付 I」の残余受給期間も90日間から150日間に延長された。

(f) 給付実績（及び対象者数）

2010年の月当たりの受給者数は、143,531人であった。

資料出所：連邦雇用庁（BA）<sup>31)</sup>

f 移行期給付（Transferleistungen）<sup>32)</sup>

(a) 移行期措置（Transfermaßnahmen）への参加助成  
ア 制度の概要

事業主による企業経営の変更<sup>33)</sup>等により失業の恐れのある被用者が、移行期措置へ参加する際に、当該事業主は公共職業安定所(AA) に申請することにより助成金を受け取ることが出来る。

移行期措置<sup>34)</sup>とは、被用者に対する解雇告知後、被用者が退職するまでの期間に行われる、被用者の労働市場への統合を目的とするあらゆる措置のことを言う。公共職業安定所（AA）は、事業主が移行期措置の導入を決定する際に、事業所当事者に助言を与える。

イ 根拠法令

「社会法典第3編（SGBⅢ）」§216aである。

ウ 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

エ 財 源

社会保険料（労使折半）が財源である。

オ 制度の対象者

企業経営の変更等により失業の恐れのある被用者を、移行期措置へ参加させる事業主が対象となる。当該事業主は公共職業安定所(AA) に申請することにより助成金

を受け取ることが出来る。事業主が、被用者の助成金の申請者であり受領者となる。

カ 受給要件

- ・移行期措置が第三者によって実施されること。
- ・事業主が移行期措置に対して適切な資金援助を行うこと。
- ・移行期措置の目的が被用者の労働市場への統合に寄与するものであること。
- ・移行期措置が品質保障基準(System zur Sicherung der Qualität)<sup>35)</sup>に適合していること。

キ 給付内容

公共職業安定所（AA）は、移行期措置の費用の50%を助成する。最高額は助成を受ける被用者1人につき2,500ユーロとなる。

(b) 移行期操業短縮労働者助成金

（Transferkurzarbeitergeld：Transfer-Kug）

ア 制度の概要

事業主は、企業経営の変更等により、労働時間短縮による賃金削減を余儀なくされる被用者の解雇を防止し、企業経営変更時の被用者への職業紹介を改善するための「移行期操業短縮労働者助成金（Transfer-Kug）」の請求権を有する。

事業主は、「移行期操業短縮労働者助成金（Transfer-Kug）」を受給している間に、対象の被用者に対して他の就労機会を提供し、職業能力が不足している場合は、職業訓練を受講させ、労働市場への統合の機会を提供しなければならない。また、公共職業安定所（AA）は、職業

■31) 連邦雇用庁（BA）のホームページ「Arbeitsmarkt 2010」、(<http://statistik.arbeitsagentur.de/Statischer-Content/Arbeitsmarktberichte/Jahresbericht-Arbeitsmarkt-Deutschland/Generische-Publikationen/Arbeitsmarkt-2010.pdf>) P.116参照。

■32) 連邦雇用庁（BA）の「移行期給付（Transferleistungen）」に関する資料：  
([http://www.arbeitsagentur.de/nm\\_27624/zentraler-Content/A06-Schaffung/A062-Beschaeftigungsverhaeltnisse/Allgemein/Transferleistungen.html](http://www.arbeitsagentur.de/nm_27624/zentraler-Content/A06-Schaffung/A062-Beschaeftigungsverhaeltnisse/Allgemein/Transferleistungen.html))、  
「Merkblatt 8c：Transferleistungen」  
(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB-08c-Transferleistungen.pdf>)、  
<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Geldleistungen/Infobroschuere-Transferleistungen-12-2007.pdf>

■33) 企業経営の変更（Betriebsänderungen）には、「事業所組織法（BetrVG）」§111に規定するものを含む。（例：企業閉鎖、他の企業との吸収合併、全く新しい労働方法・製造行程の導入）([http://www.gesetze-im-internet.de/betrvg/\\_111.html](http://www.gesetze-im-internet.de/betrvg/_111.html)) 参照。

■34) 移行期措置は、失業に対処するための心理的カウンセリング、短期間の職業訓練、職業訓練の必要性の決定、求職活動や応募書類の準備へのアドバイス、職業訓練を行う事業所を探すための支援、起業のためのカウンセリング、インターンシップ等である。

■35) 移行期措置のプログラム内容が適切であるかの規準については、連邦雇用庁（BA）の資料：Qualitätskriterien für erfolgreiche Transfermaßnahmen (<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Geldleistungen/Infobroschuere-Transferleistungen-12-2007.pdf>)参照。

訓練の費用を欧州社会基金 (European Social Fund)<sup>36)</sup>により追加助成する場合もある。

#### イ 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」§216bである。

#### ウ 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

#### エ 財源

社会保険料 (労使折半) が主な財源であるが、その他に欧州社会基金 (European Social Fund:ESF) からも拠出されている。

#### オ 制度の対象者

企業経営の変更等に起因して、労働時間短縮による賃金削減を余儀なくされる被用者を独立企業体 (betriebsorganisatorisch eigenständigen Einheit : beE)<sup>37)</sup> において社会保険加入義務のある就労を継続させる事業主が対象である。

#### カ 受給要件

- ・「事業所組織法 (BetrVG)」に規定する企業経営の変更<sup>38)</sup>により労働力が調整されること。
- ・操業短縮による影響を受ける被用者を、企業の製造工程から分離して独立企業体 (beE) において継続雇用させること。
- ・事業主による労働時間短縮の届出が公共職業安定所 (AA) になされていること。

#### キ 給付内容

「操業短縮労働者助成金 (KUG)」の額と同額 (削減された分の従業員の手取賃金額の60%、子供がいる場合は67%) となっている。支給期間は最長で12カ月間となっている。

#### ク 給付実績等

2009年の「移行期操業短縮労働者助成金(Transfer-Kug)」の対象となった被用者の総数は68,613人となっている。

資料出所：連邦雇用庁 (BA)<sup>39)</sup>

#### g 職業紹介クーポン(Vermittlungsgutschein:VGS)<sup>40)</sup>

##### (a) 制度の概要

職業紹介クーポン (VGS) は、失業者に対して民間の職業紹介機関を無料で利用することを可能にするものである。

失業者は、職業紹介が成立した場合に発生する紹介報酬額が記載された書面での契約を、民間の職業紹介機関と締結する必要がある。職業紹介クーポン (VGS) に記載されている金額が最高額として認められる。失業者は、複数の民間の職業紹介機関と職業紹介契約を締結することもできる。

職業紹介クーポン (VGS) は、原則として<sup>41)</sup> 3ヶ月間有効である。この期間中に、契約を締結した民間の職業紹介機関において、労働時間又は職業訓練受講時間が少なくとも週15時間以上の、国内又はEU加盟国/欧州経済領域 (EWR)<sup>42)</sup> に属する国における社会保険加入義務のある職業紹介が成立すると、当該民間職業紹介機関に対して失業者から職業紹介クーポン (VGS) が渡され、そ

■36) 欧州社会基金 (European Social Fund) は、1957年にEU加盟国における雇用の促進、失業の防止、職業能力開発、労働市場における差別禁止を目的とする政策を支援するために創設された。

([http://www.esf.de/portal/generator/944/esf\\_grundlagen.html](http://www.esf.de/portal/generator/944/esf_grundlagen.html))、

([http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_186358/zentraler-Content/A05-Beruf-Qualifizierung/A052-Arbeitnehmer/Allgemein/Foerderung-Qualimassnahmen-ESF.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_186358/zentraler-Content/A05-Beruf-Qualifizierung/A052-Arbeitnehmer/Allgemein/Foerderung-Qualimassnahmen-ESF.html)) 参照。

■37) 独立企業体 (beE) は、第三者によって運営される人員削減された被用者を雇用する企業。

■38) 「事業所組織法 (BetrVG)」§111に規定する企業経営の変更とは、企業閉鎖、他の企業との吸収合併、全く新しい労働方法・製造行程の導入等をいう。( [http://www.gesetze-im-internet.de/betrvg/\\_111.html](http://www.gesetze-im-internet.de/betrvg/_111.html)) 参照。

■39) 資料出所：連邦雇用庁 (BA) : 「Arbeitsmarkt in Zahlen Statistik über Leistungen nach dem SGB III Kurzarbeit Oktober 2010」 Tabelle 04 Betroffene Personen in den Anzeigen zur Kurzarbeit - nach Anspruchsgrundlage (<http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/detail/s.html>) 参照。

■40) 連邦雇用庁 (BA) の職業紹介クーポン (Vermittlungsgutschein:VGS) に関する資料：

([http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_26036/zentraler-Content/A04-Vermittlung/A044-Vermittlungshilfen/Allgemein/Vermittlungsgutschein.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_26036/zentraler-Content/A04-Vermittlung/A044-Vermittlungshilfen/Allgemein/Vermittlungsgutschein.html))、

(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Vermittlung/Vermittlungsgutschein-Hinweise-fuer-Arbe-1.pdf>) 参照。

■41) 職業紹介クーポンの有効期間は、求職活動を積極的に行ったり、職業統合に関する措置への参加した期間の分だけ延長される。

■42) 欧州経済領域 (EWR) は、EU加盟国、アイスランド、ノルウェー及びリヒテンシュタインを含む。

の後紹介報酬が支払われる。

職業紹介クーポン(VGS)の金額(法的売上税を含む)は、原則として2,000ユーロであるが、長期失業者や障害者<sup>43)</sup>に対しては最高2,500ユーロとなっている。

職業紹介クーポンを申請する際には、公共職業安定所(AA)において対面で申請するか、または電話・郵送・ファックス・電子メールで利用者番号を伝えることによって申請することができる。

民間の職業紹介機関と取り決めた紹介報酬は、職業紹介機関に2回払い(雇用契約開始後6週間目に1,000ユーロ、その後6ヶ月間雇用継続した場合に1,000ユーロ)で支払われる。職業紹介クーポン(VGS)に記載されている一定の要件が満たされることが必要となる。

なお、職業紹介クーポン(VGS)の有効期間は2012年3月31日までとなっている。

#### (b) 根拠法令

「社会法典第3編(SGBⅢ)」§421gである<sup>44)</sup>。

#### (c) 制度の対象者

以下の①②のいずれかに該当する者である。

- ① 「失業給付Ⅰ」の請求権を持っている者(停止している請求権も含む)であって、少なくとも3カ月間以内に6週間、失業状態にあって未だに職業紹介を受けていない者(職業紹介クーポン(VGS)の法的請求権あり)。
- ② 「失業給付Ⅱ(AlgⅡ)」の受給請求権を持つ者(職業紹介クーポン(VGS)の法的請求権なし)。

#### (d) 管理運営主体

連邦雇用庁(BA)が管理運営する。

#### (e) 財源

社会保険料(労使折半)が財源である。

#### (f) 給付実績(及び対象者数)

2009年における新規受給者数は、56,455人であった。うち、「失業給付Ⅰ」の受給者は、27,841人、「失業給付Ⅱ」の受給者は、28,614人であった。

資料出所：連邦雇用庁(BA)<sup>45)</sup>

#### h 積極的職業統合措置(Maßnahmen zur Aktivierung und beruflichen Eingliederung)<sup>46)</sup>への参加助成措置

##### (a) 制度の概要

失業状態が6ヶ月以上継続する失業者が、事業主又は第三機関や民間職業紹介所が行う積極的職業統合措置に参加する場合には、公共職業安定所(AA)又は「失業給付Ⅱ」の担当機関(ジョブ・センター)が助成を行う制度である。任意給付であって法的請求権は存在しない。<sup>47)</sup>

参加者は、事業主が実施する下記の措置の一部又は全部に参加する場合は、最長で4週間まで受講費用や受講に必要な旅費について助成を受けることができる。

また、参加者が、第三機関や民間職業紹介所において職業に必要とされる専門知識に関する情報交換を行う場合は、最長で8週間まで助成を受けることができる。

- ① 職業教育訓練市場や就職先の紹介。
- ② 職業紹介を行うに当たり、当該失業者にとって障害(Vermittlungshemmnissen)となるものの確定・削減・除去。
- ③ 社会保険加入義務のある雇用の紹介。
- ④ 起業活動への誘導。
- ⑤ 就労の安定化。

##### (b) 根拠法令

「社会法典第3編(SGBⅢ)」§46である<sup>48)</sup>。

■43) 「社会法典第9編(SGBⅨ)」§2-(1)に基づく障害者を指す。(http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\_9/\_2.html) 参照。

■44) 「社会法典第3編(SGBⅢ)」§421g (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\_3/\_421g.html) 参照。

■45) 連邦雇用庁(BA)のホームページ「Arbeitsmarkt 2009」。(http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf) P.119参照。

■46) 積極的職業統合措置に関する連邦雇用庁(BA)のホームページ(http://www.arbeitsagentur.de/nn\_508554/zentraler-Content/A04-Vermittlung/A044-Vermittlungshilfen/Allgemein/Massnahmen-Aktivierung-Eingliederung.html) 参照。

■47) 当該制度は、2009年1月に施行された「労働市場政策機関再編法(Gesetz zur Neuausrichtung der arbeitsmarktpolitischen Instrumente)」に基づき、既存の給付を簡素化・統合し、労働市場統合の為の支援措置を事業主や第三機関・民間職業紹介所に委託するものである。

## (c) 制度の対象者

公共職業安定所 (AA) から職業紹介を受けている失業者および失業の恐れのある者、職業教育訓練ポストを探している者ならびに「失業給付Ⅱ」の受給者が対象である。

「失業給付Ⅰ」の受給者に対しては、助成が制限される場合もある。

## (d) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

## (e) 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

## (f) 給付実績 (及び対象者数)

2009年の月当たりの助成金の対象となった失業者等は、132,418人であった。うち、「失業給付Ⅰ」の受給者は66,820人、「失業給付Ⅱ」の受給者は65,598人であった。

資料出所：連邦雇用庁 (BA)<sup>49)</sup>

## i 雇用創出措置への支援 (賃金の定額助成)

(Förderung von Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen)<sup>50)</sup>

## (a) 制度の概要

連邦雇用庁 (BA) は、雇用創出措置 (Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen : ABM)<sup>51)</sup> の実施者 (Träger)<sup>52)</sup> に対して支援を行う。この雇用創出措置 (ABM) に対する支援は、当該実施者に割り当てられた失業者に対して、公共の利益になり経済活動に何ら悪影響を与えないような新規雇用が提供される場合に、当該実施者に対して被用者の労働報酬を定額で助成する形をとっている。

この助成金の支給に関する法的請求権は存在せず、連邦雇用庁 (BA) が自らの責任において判断し指示を行

う。雇用創出措置 (ABM) の実施者は、事前に、所轄の公共職業安定所 (AA) に申請を行う必要がある。

雇用創出措置 (ABM) の実施者は、割り当てられた失業者の雇用について、以下のいずれかの場合に被用者の賃金に対する定額の助成金を受け取ることができる。

- 失業状態を解消すること、そして失業者に少なくとも一時的な雇用への就労能力を獲得・再獲得させることに、当該雇用創出措置 (ABM) が役立つ場合。
- 当該雇用創出措置 (ABM) において、追加的かつ公的利益のある就労が行われる場合。
- 助成の結果として経済的損失が出る恐れがない場合。
- 連邦雇用庁 (BA) から割り当てられた失業者との間に、雇用関係が根拠付けられる場合。

助成金は定額で支給されるが、その給付額は、雇用される失業者の様態によって、以下の通りの月額となっている。

- 職業教育訓練を必要としない者。  
900ユーロ (基本)
- 企業内職業訓練が必要な者。  
1,100ユーロ (基本+200ユーロ)
- 職業向上訓練が必要な者。  
1,200ユーロ (基本+300ユーロ)
- 大学や高等専門学校での教育訓練が必要な者。  
1,300ユーロ (基本+400ユーロ)

公共職業安定所 (AA) の設置された地域による活動内容の特殊性を調整するために、助成金の合計を最大で10%増額することができる。さらに、雇用創出措置

■48) 「社会法典第3編 (SGBⅢ)」 §46 (Maßnahmen zur Aktivierung und beruflichen Eingliederung) ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_46.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_46.html)) 参照。

■49) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ「Arbeitsmarkt 2009」、(<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>) P.119参照。

■50) 連邦雇用庁 (BA) の資料：Merkblatte No.9 : Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen (ABM) : <http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB09-ABM-f-Traeger-AN.pdf> Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen (ABM) [http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_26822/zentraler-Content/A01-Allgemein-Info/A013-Statistik/Allgemein/Leistungen-an-Traeger-fuer-die-Durchfueh.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_26822/zentraler-Content/A01-Allgemein-Info/A013-Statistik/Allgemein/Leistungen-an-Traeger-fuer-die-Durchfueh.html)

■51) 雇用創出措置 (ABM) は、長期失業者、若年失業者を公共の利益に資する就労のために雇用する地方自治体や企業などに対して必要な助成を行うものである。

■52) 実施者は、個人、法人 (例：地方自治体、協会)、社会的パートナー (労働組合) 等である。

(ABM) を行うための資金調達が他の方法では不可能であり、当該雇用措置による就労により労働市場政策的な利益がある場合は、助成金は被用者1人につき最大で月額300ユーロが増額される。

助成期間は、通常は最長で12か月間となっているが、55歳以上の者を雇用した場合は、最長で36か月まで助成期間が延長される（「社会法典第3編（SGBⅢ）」§267-（3））。

なお、本制度は、2011年11月に成立した労働市場編入機会改善法により、2012年3月末で廃止されることとなっている。<sup>53)</sup>

#### (b) 根拠法令

「社会法典第3編（SGBⅢ）」§§260～271である。

#### (c) 制度の対象者

雇用創出措置（ABM）を自主的に行うか又は第三者に委託実施させる自然人または法人あるいは社会的パートナーである。

#### (d) 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

#### (e) 財源

社会保険料（労使折半）が財源である。

#### (f) 給付実績（及び対象者数）

2009年の月当たりの雇用創出措置（ABM）への参加者

数は、16,282人であった。うち、「失業給付Ⅰ」の受給者は3,208人、「失業給付Ⅱ」の受給者は13,074人であった。

資料出所：連邦雇用庁（BA）<sup>54)</sup>

#### (4) 若年者雇用対策

ドイツにおける若年者雇用対策は、学校から職業生活への円滑な移行を支援するための制度である職業教育訓練のデュアル・システム（dualen System der Berufsausbildung）が主要なものとなっている。

##### a デュアル・システム(Duales System)

デュアル・システム(Duales System)<sup>55)</sup> は、「職業訓練法（Berufsbildungsgesetz:BBiG）」<sup>56)</sup>に基づき、若年者に対する職業教育訓練を、事業所における実践的な職業訓練（週に3日から4日）と職業訓練校における理論教育（週に1日から2日）を並行して行うものである。

職業教育訓練における職種<sup>57)</sup>及び訓練課程については、ドイツ連邦教育・研究大臣がこれを定め、各地の職能団体（手工業会議所、商工会議所等）が詳細を定めている。これに従い、企業が各職能団体から訓練機関としての認定を受け、訓練生と訓練契約を締結し<sup>58)</sup>、訓練生は通常2年から3.5年間の訓練を受ける。訓練修了後は、所轄の職能団体で試験を受け、合格した場合に職業資格を取得する<sup>59)</sup>。

ドイツ連邦政府<sup>60)</sup>は、2004年6月16日に、職業教育訓練生のためのポストを増大するために、ドイツ経営者団体連合会（BDA）などのドイツの主要経営者団体<sup>61)</sup>と

■53) 詳細は6(3)参照のこと。

■54) 資料出所：連邦雇用庁（BA）の統計「Arbeitsmarkt 2009」P.119（<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>）参照。

■55) ドイツ連邦雇用庁（BA）の職業教育訓練に関するホームページ：Betriebliche Ausbildung（[http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_452456/Navigation/zentral/Unternehmen/Ausbildung/Ausbildungsarten/Betriebliche-Ausbildung/Betriebliche-Ausbildung-Nav.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_452456/Navigation/zentral/Unternehmen/Ausbildung/Ausbildungsarten/Betriebliche-Ausbildung/Betriebliche-Ausbildung-Nav.html)）参照。

■56) 「職業訓練法（BBiG）」の第4条から第52条に職業教育訓練のデュアル・システムについて規定されている。

■57) ドイツ連邦政府の認定する職種は、現在約350職種。経済及び技術の変化に伴い定期的にアップデートされる。

■58) 職業教育訓練契約を締結したことに伴う訓練生及び訓練提供者（企業等）の権利と義務が規定されている。

（ドイツ連邦雇用庁（BA）の職業教育訓練の権利・義務に関するホームページ：Rechte und Pflichten（[http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_453820/Navigation/zentral/Unternehmen/Ausbildung/Gesetzliche-Vorgaben/Rechte-und-Pflichten/Rechte-und-Pflichten-Nav.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_453820/Navigation/zentral/Unternehmen/Ausbildung/Gesetzliche-Vorgaben/Rechte-und-Pflichten/Rechte-und-Pflichten-Nav.html)）参照。

■59) 教育訓練修了後、事業主はその訓練生を採用すべき義務はなく、また訓練生も教育訓練を実施した事業主に雇われる義務はない。（「職業訓練法（BBiG）」第27条）

■60) 経済・技術省（BMWi）、教育・研究省（BMBF）及び労働・社会省（BMAS）

■61) BDA（ドイツ経営者団体連合会）、BDI（ドイツ経営者連盟）、DIHK（ドイツ商工会議所）、ZDH（ドイツ手工業中央連盟）、BFB（ドイツ自由業連盟）の各経営者団体

「職業教育訓練協定 (Ausbildungspakts)」を結び、3年間で、毎年3万人分の職業教育訓練の場を新たに創出することを決定した。その後2007年には同協定を3年間延長し、2010年10月26日には、「職業教育訓練協定 (Ausbildungspakts)」を2014年までの4年間延長し、毎年6万人分の職業教育訓練ポストを新たに創出することで合意がなされた<sup>62)</sup>。

2011年に新規に締結された職業教育訓練の契約件数は570,000件で、前年比1.8%の増加となった<sup>63)</sup>。

### b 若年労働者に対する統合助成金

(Eingliederungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer)<sup>64)</sup>

#### (a) 制度の概要

若年労働者に対する統合助成金は、事業主が25歳未満の若年労働者を採用する際に、当該若年労働者が認定職業訓練資格 (Berufsabschluss)<sup>65)</sup> を有し、少なくとも6カ月前から失業状態である場合に、事業主に対して支給される助成金である。

助成額は対象となる若年労働者の労働報酬の最低25%から最高50%までである。定期的に支払われる労働報酬が月額1,000ユーロを超える場合、その1,000ユーロを超える部分は助成金の算出の際に考慮の対象外となる。助成期間は最長で12カ月である。

なお、本制度は、2011年11月に成立した労働市場編入機会改善法により、2012年4月から、中高年労働者向けなど6種に分かれていた他の統合助成金等と統合されることとなっている。<sup>66)</sup>

### (b) 根拠法令

「社会法典第2編 (SGB II)」§16-(1)及び「社会法典第3編 (SGB III)」§421o<sup>67)</sup>、§421p<sup>68)</sup> である。

### (c) 制度の対象者

認定職業訓練資格を有し、かつ6ヶ月以上失業状態にある25歳未満の若年労働者を採用した事業主が助成の対象である。

### (d) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

### (e) 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

### (f) 給付実績 (及び対象者数)

2009年の月当たりの若年労働者に対する「統合助成金 (EGZ)」の支給対象者数は、131,107人であった。

資料出所：連邦雇用庁 (BA)<sup>69)</sup>

### c 若年労働者に対する職業訓練助成金

(Qualifizierungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer)<sup>70)</sup>

#### (a) 制度の概要

若年労働者に対する職業訓練助成金は、事業主が、職業訓練資格 (Berufsabschluss) を有しておらず、6ヶ月以上失業状態にある25歳未満の若年労働者を雇用し職業訓練を行う場合に、事業主に対して支給される労働報酬のための助成金である<sup>71)</sup>。

■62) 「Nationaler Pakt für Ausbildung und Fachkräftenachwuchs in Deutschland 2010 - 2014」については、連邦労働・社会省 (BMAS) のホームページ ([http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/pakt-ausbildung.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/pakt-ausbildung.pdf?__blob=publicationFile)) 参照。

■63) ドイツ連邦労働・社会省 (BMAS) のプレスリリース (2012年2月1日付け) (<http://www.bmas.de/DE/Service/Presse/Pressemitteilungen/ausbildungspakt.html>) 参照。

■64) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ「Hilfen bei Einstellung neuer Mitarbeiter (新規雇用を行う事業主への財政財政)」 (<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Sonstiges/betriebliche-Eingliederungshilfen.pdf>) 参照。

■65) 認定職業訓練資格 (Berufsabschluss) は、ドイツ連邦政府 (連邦教育・研究大臣) が認定する職種において職業訓練を修了した後に取得する職業訓練資格である。

■66) 詳細は6(3)参照のこと。

■67) 「社会法典第3編 (SGB III)」§421o (Qualifizierungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer) ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_421o.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_421o.html)) 参照。

■68) 「社会法典第3編 (SGB III)」§421p (Eingliederungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer) ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_421p.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_421p.html)) 参照。

■69) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ「Arbeitsmarkt 2009」 (<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>) P.119参照。

■70) 連邦雇用庁 (BA) の若年労働者に対する職業訓練助成金 (Qualifizierungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer) に関するホームページ ([http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_26268/zentraler-Content/A05-Beruf-Qualifizierung/A051-Jugendliche/Allgemein/Foerderung-Berufsausbildung-AN.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_26268/zentraler-Content/A05-Beruf-Qualifizierung/A051-Jugendliche/Allgemein/Foerderung-Berufsausbildung-AN.html)) 参照。

助成額は助成しうる労働報酬の50%（最高額は1,000ユーロ）で、そのうち35%が賃金に、15%が職業訓練費用に充当される。助成期間は、最長で12か月間となっている。

なお、本制度は、2011年11月に成立した労働市場編入機会改善法により、2012年4月から、中高年労働者向けなど6種に分かれていた他の統合助成金等と統合されることとなっている。<sup>72)</sup>

#### (b) 根拠法令

「社会法典第2編（SGB II）」§16-(1)及び「社会法典第3編（SGB III）」§421oである。

#### (c) 制度の対象者

認定職業訓練資格を有していない25歳未満の6ヶ月以上失業状態にある若年者を雇用し、職業訓練を行う事業主が助成の対象である。

#### (d) 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

#### (e) 財源

社会保険料（労使折半）が財源である。

#### (f) 給付実績（及び対象者数）

2009年の月当たりの受給者数は、232人であった。うち、「失業給付Ⅰ」の受給者は、48人、「失業給付Ⅱ」の受給者は、184人であった。

資料出所：連邦雇用庁（BA）<sup>73)</sup>

### (5) 高齢者雇用対策

ドイツは、かつては若年失業者や長期失業者の雇用機会の拡大のため、高齢労働者の早期引退を推進していた。しかし、老齢年金の標準支給開始年齢の65歳から67歳への段階的な引き上げ（2012年から2029年まで）等が決定<sup>74)</sup>されたことや、高齢者の就業促進を掲げるEU雇用戦略等により、近年は高齢者の就業を促進する方向に政策転換している。

#### a 中高年労働者に対する所得保障

##### (Entgeltsicherung für Ältere Arbeitnehmer)<sup>75)</sup>

#### (a) 制度の概要

中高年労働者に対する所得保障は、中高年労働者が、低賃金の社会保険加入義務のある雇用を受け入れることにより失業状態を終了させるか又は回避する場合に、労働報酬の助成金及び法的年金保険の追加的保険料が最長2年間支給される制度である<sup>76)</sup>。

なお、2012年1月1日からは、2011年12月末までに行われた申請にのみ適用され、かつ最長で、2013年12月31日までの期間に限定して支給されることとなっている。

#### (b) 根拠法令

「社会法典第3編（SGB III）」§421jである<sup>77)</sup>。

#### (c) 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

■71) 「ハルツ改革」により、ミニジョブ/ミディジョブ従事者に対する所得税・社会保険料の減免、「失業給付Ⅱ」を受給しながらの就労（追加的稼得）における所得控除、中高年齢労働者に対する所得保障、若年労働者に対する職業訓練助成金等の制度などの就労と公的給付を組み合わせる「コンビ賃金（Kombilohn）」の仕組みが導入された。

■72) 詳細は6(3)参照のこと。

■73) 連邦雇用庁（BA）のホームページ「Arbeitsmarkt 2009」、(<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>) P.119参照。

■74) 2007年3月に「年金保険支給開始年齢調整法（RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz）」が成立した。その主な内容は以下の通りとなっている。

・老齢年金の標準支給開始年齢を、2012年から2029年までの間に段階的に65歳から67歳へ引き上げる。

・「特別長期被保険者に対する老齢年金」を新規に導入し、45年以上の被保険者期間を満了した者が65歳で満額の年金の受給を開始することを可能にする。連邦労働・社会省（BMAS）のホームページ(<http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/was-ist-Rente.html>)参照。

■75) 連邦雇用庁（BA）ホームページのMerkblatt No.19「高齢被用者に対する所得保障に関するQ&A（Entgeltsicherung für ältere Arbeitnehmer Fragen, Antworten, Tipps）」([www.arbeitsagentur.de](http://www.arbeitsagentur.de) <http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB19-Entgeltsicherung-aelt-AN.pdf>)参照。

■76) 「ハルツ改革」により、ミニジョブ/ミディジョブ従事者に対する所得税・社会保険料の減免、「失業給付Ⅱ」を受給しながらの就労（追加的稼得）における所得控除、中高年齢労働者に対する所得保障、若年労働者に対する職業訓練助成金等の制度などの就労と公的給付を組み合わせる「コンビ賃金（Kombilohn）」の仕組みが導入された。

■77) 「社会法典第3編（SGB III）」§421j（Entgeltsicherung für ältere Arbeitnehmer）([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_421j.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_421j.html))参照。

## (d) 財源

社会保険料（労使折半）が財源である。

## (e) 制度の対象者

満50歳になっており、かつ低賃金の雇用を受け入れることにより失業状態を終了させるか又は回避しようとする者である。制度の対象となるに当たっては、原則的に新しい雇用に就く前に居住地の所轄の公共職業安定所（AA）に申請をしなければならない。

## (f) 受給要件

以下の①及び②の要件を満たすことが必要である。

- ① 失業中又は失業の恐れのある者が、現職又は従前の職よりも低賃金の社会保険加入義務がある雇用を受け入れることにより、その失業状態を終了させるか回避すること。
- ② 少なくとも「失業給付 I」の受給期間が120日間以上残っているか又は120日間有すること。

## (g) 給付内容

## ① 給付額

労働報酬の助成金の給付額は、就労1年目は、前職の手取り賃金とそれよりも低い現職の手取り賃金の差額（下限は50ユーロ）の50%で、2年目には30%になる。

年金保険の追加的保険料相当額は、「失業給付 I」の算定基準となる名目賃金（Bemessungsentgelts）の90%と新たな雇用の総賃金との差額から、追加的な保険料支払義務がある収入が算定され、その収入に見合う保険料が支給される。

被用者が法的年金保険加入義務を免除されている場合、その者が民間老齢年金<sup>78)</sup>に加入する場合の保険料は、連邦雇用庁（BA）によって、法的年金保険における事業

主負担分相当額が支給される。

被用者が、失業の恐れのある状況を就労することによって回避するならば、労働報酬の助成金の給付額は、「失業給付 I」の給付額と同様に算定される。

## ② 給付期間

受給期間は2年間である。中断（例えば雇用期間）の後、一定の要件の下で新たに、2年間の未消化の助成期間について給付が認められる。

## (h) 給付実績等

2010年の月当たりの受給者数は、17,065人であった。

資料出所：連邦雇用庁（BA）<sup>79)</sup>

## b 中高年労働者に対する統合助成金

(Eingliederungszuschüss für Ältere)<sup>80)</sup>

## (a) 制度の概要

中高年労働者に対する統合助成金は、事業主が「統合クーポン（Eingliederungsgutschein : EGG）」<sup>81)</sup>を所持している満50歳以上で採用以前に少なくとも6カ月間失業していた者を採用し、今後少なくとも1年間の雇用（週15時間以上の就労）が見込まれる場合に、事業主に対して支給される。中高年労働者に対する統合助成金は若年者の統合助成金とは異なり当該失業者の職業紹介が困難であることは必要としない。

統合助成金（EGZ）は、助成しうる労働報酬の30%～50%までの額を、12か月間受けることができる。また、36か月間まで延長して支給されることが可能であるが、12か月経つごとに年額が10%減少する。

なお、本制度は、2011年11月に成立した労働市場編入機会改善法により、2012年4月から、若年労働者向けなど6種に分かれていた他の統合助成金等と統合される

■78) 民間老齢年金である「リースター年金（Riester-Rente）」とは、2002年にリースター労働相（当時）の下で導入された確定拠出型の任意の個人年金のことを言う。政府の認定を受けている民間年金保険および積立預金、ファンド積立プランから商品を選び、加入する。リスクの高いファンド系の商品であっても元金は保証される。原則サラリーマンをはじめとする公的年金加入義務のある者と、その配偶者が対象となる。加入者は国から助成を受けられる。詳細についてはホームページ（<http://www.newsdigest.de/newsde/content/view/263/33/>）を参照。

■79) 連邦雇用庁（BA）のホームページ：「Arbeitsmarkt 2010」（<http://statistik.arbeitsagentur.de/Statischer-Content/Arbeitsmarktberichte/Jahresbericht-Arbeitsmarkt-Deutschland/Generische-Publikationen/Arbeitsmarkt-2010.pdf>）P.116参照。

■80) 連邦雇用庁（BA）のホームページ「Hilfen bei Einstellung neuer Mitarbeiter（新規雇用を行う事業主への財政支援）」

（<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Sonstiges/betriebliche-Eingliederungshilfen.pdf>）参照。

■81) 統合クーポン（EGG）は、満50歳以上で、12ヶ月以上の「失業給付 I」の請求権を有する被用者が受け取る事ができる。詳細については、連邦雇用庁（BA）の「統合クーポン（EGG）」に関する資料（[http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_27596/zentraler-Content/HEGA-Internet/A04-Vermittlung/Dokument/HEGA-05-2008-VG-Eingliederungsgutschein.html](http://www.arbeitsagentur.de/nn_27596/zentraler-Content/HEGA-Internet/A04-Vermittlung/Dokument/HEGA-05-2008-VG-Eingliederungsgutschein.html)）を参照。

こととなっている。<sup>82)</sup>

(b) 根拠法令

「社会法典第3編 (SGBⅢ)」§§217～222、§223<sup>83)</sup> 及び§421f<sup>84)</sup> である。

(c) 制度の対象者

6か月以上失業状態にある満50歳以上の中高年労働者であって「統合クーポン (EGG)」を所持している者を採用した事業主が対象である。

(d) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

(e) 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

(f) 給付実績 (及び対象者数)

2009年の月当たりの中高年労働者に対する「統合助成金 (EGZ)」の支給対象となった者 (「統合クーポン (EGG)」の受給者) は、3,839人であった。

2009年の月当たりの「統合助成金 (EGZ)」の支給対象となった者は、134,946人であった。(ただし、対象は中高年労働者に対する統合助成金の支給対象者 (3,839人) 及び若年者に対する統合助成金 (131,107人:2(4)bに記載) の双方を含む数値となっている。)

資料出所: 連邦雇用庁 (BA)<sup>85)</sup>

**c 中小企業における低資格労働者・中高年齢労働者のための職業継続訓練 (WeGebAU: Weiterbildung)**

**Geringqualifizierter und beschäftigter Älterer in Unternehmen)**

制度の詳細については2(7)eを参照のこと。

**(6) 失業保険制度等**

ドイツにおける失業等の場合における生活保障制度の大枠としては、社会保険料を財源とする「失業給付 I」(「社会法典第3編 (SGBⅢ): 就労促進」) 及び税を財源とする「失業給付 II」(「社会法典第2編 (SGBⅡ): 求職者に対する基礎保障」) とがある。

**a 失業給付 I (Arbeitslosengeld I)**

(a) 制度の概要

「失業給付 I (ALG I)」は、社会保険料を財源とする失業給付であり、失業給付の受給者に対しては、現金給付が支給される失業給付に加え、職業紹介、職業相談、起業支援策などの支援が実施される。

(b) 根拠法令

「社会法典第3編 (SGBⅢ)」である。

(c) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。給付業務は公共職業安定所 (AA) が行う。

(d) 財源

原則として社会保険料負担 (労使折半) が財源であるが、不足分は政府が負担する。

なお、保険料率は、3.0%である。ただし、2009年1月から2010年12月までの間は時限措置として2.8%となっていた<sup>86)</sup>。

■82) 詳細は6(3)参照のこと。

■83) 「社会法典第3編 (SGBⅢ)」§223 (Eingliederungsgutschein für ältere Arbeitnehmer) ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_223.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_223.html)) 参照。

■84) 「社会法典第3編 (SGBⅢ)」§421f (Eingliederungszuschuss für Ältere) ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_421f.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_421f.html)) 参照。

■85) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ「Arbeitsmarkt 2009」、(<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>) P.119参照。

■86) 失業保険料率は、2007年1月に6.5%から4.2%に引き下げられ、景気の回復に伴う失業者の減少により、失業保険財政に余剰が生じたため、2008年1月に3.3%に再度引き下げられた。2009年1月より、2.8%へ引き下げられたが、景気後退により失業者が再び増加する可能性があるため、法律上は3.0%と規定し、時限措置として2010年12月までは2.8%となっていた。

なお、詳細については、連邦社会・労働省 (BMAS) の社会保険料率に関する下記の参考資料を参照。  
(<http://www.bmas.de/DE/Themen/Arbeitsmarkt/Arbeitslosengeld/arbeitslosengeld-1.html>)

(e) 制度の対象者

被保険者は、65歳未満の者である（「社会法典第3編（SGBⅢ）」§117-(2)）。

被用者は強制加入で、自営業者は任意加入となっている。また、非正規雇用者（ミニジョブ従事者<sup>87)</sup>）は適用除外となっている。

(f) 受給要件<sup>88)</sup>

受給に当たっては、下記①～③の要件をすべて満たしていることが必要である。

- ① 失業していること<sup>89)</sup>。
- ② 公共職業安定所（AA）に失業登録し、少なくとも週15時間以上の仕事を探しており、公共職業安定所（AA）が紹介する仕事にすぐに応じることが可能なこと。
- ③ 失業給付の権利取得期間（Anwartschaftszeit）を満たしていること。

なお、権利取得期間（Anwartschaftszeit）は、通常離職前2年間において通算12か月以上保険料を納付していることが必要である<sup>90)</sup>。

2009年8月1日から2012年8月1日までの間は暫定措置として、以下の要件を満たす場合には、年齢に関わらず、権利取得期間の要件が6か月に緩和される<sup>91)</sup>。

- ・ 離職前の社会保険加入義務期間が6週間を超えないこと。
- ・ 離職前1年間の収入について、西部ドイツにおいては平均月収2,555ユーロ（又は年収30,660ユーロ）、東部ドイツにおいては平均月収2,170ユーロ（又は年収

26,040ユーロ）を超えないこと（2010年1月1日現在）。

なお、給付期間については、離職前2年間の保険料納付期間に応じて下記の表のとおりとなっている<sup>92)</sup>。

〈表3-3-3〉2009年8月1日から2012年8月1日までの暫定措置

離職前2年間の保険料納付期間	給付期間
6か月	3か月
8か月	4か月
10か月	5か月

(g) 給付内容

① 給付額

給付額は、離職前に社会保険加入義務のある総労働報酬から得られる純報酬総額<sup>93)</sup>（Nettoarbeitsentgelts）に応じて支給される。子供がいる場合は純報酬総額の67%、それ以外の場合は60%を受け取ることができる<sup>94)</sup>。

② 給付期間

給付期間は、離職前3年間における被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、下記表に記載のとおり、6か月から24か月間<sup>95)</sup>となっている<sup>96)</sup>。

〈表3-3-4〉失業給付Ⅰの給付期間（2008年1月1日以降）

年齢	被保険者期間（離職前3年間の月数）						
	12か月以上	16か月以上	20か月以上	24か月以上	30か月以上	36か月以上	48か月以上
50歳未満	6か月	8か月	10か月	12か月			
50歳以上 55歳未満				15か月			
50歳以上 58歳未満				18か月			
58歳以上				24か月			

■87) ミニジョブ従事者については、2(3)bを参照のこと。

■88) 「社会法典第3編（SGBⅢ）」第118条（[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_118.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_118.html)）及び第119条（[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_119.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_119.html)）参照。

■89) 「社会法典第3編（SGBⅢ）」第16条（失業）（[http://bundesrecht.juris.de/sgb\\_3/\\_16.html](http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_16.html)）参照。

■90) 「社会法典第3編（SGBⅢ）」第123条（[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_123.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_123.html)）及び第124条（[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_124.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_124.html)）参照。

■91) 「失業給付Ⅰ」の権利取得期間の要件緩和についての詳細は、ドイツ連邦労働・社会省（BMAS）のホームページ（<http://www.bmas.de/DE/Themen/Arbeitsmarkt/Arbeitslosengeld/arbeitslosengeld-1.html>）及びドイツ連邦雇用庁（BA）のホームページ（[http://www.arbeitsagentur.de/nn\\_25694/zentraler-Content/A07-Geldleistung/A071-Arbeitslosigkeit/Allgemein/Anwartschaftszeit.html#d1.1](http://www.arbeitsagentur.de/nn_25694/zentraler-Content/A07-Geldleistung/A071-Arbeitslosigkeit/Allgemein/Anwartschaftszeit.html#d1.1)）参照。

■92) 「社会法典第3編（SGBⅢ）」第123条（[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_123.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_123.html)）及び第127条（[http://bundesrecht.juris.de/sgb\\_3/\\_127.html](http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_127.html)）参照。

■93) 純報酬総額（Nettoarbeitsentgelts）は、手取り賃金額（法律上の控除額を差し引いた後の離職前の総収入）である。

■94) 「社会法典第3編（SGBⅢ）」§129（[http://bundesrecht.juris.de/sgb\\_3/\\_129.html](http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_129.html)）参照。

■95) 2004年のハルツ労働市場改革により給付期間が短縮された（被保険者期間が36か月以上の場合、55歳未満は12か月、55歳以上は32か月から18か月に短縮）が、高齢者の貧困防止の観点から、2008年1月1日より55歳以上は18か月、58歳以上は24か月に給付期間が延長された。

■96) 「社会法典第3編（SGBⅢ）」第127条第2項（[http://bundesrecht.juris.de/sgb\\_3/\\_127.html](http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_127.html)）参照。

③ 制裁<sup>97)</sup>

失業者が、以下のような場合には「失業給付Ⅰ」の給付が原則として12週間停止される。

- 自ら積極的に求職活動を行わない。
- 公共職業安定所 (AA) の職業紹介に応じない
- 統合措置 (例えば、職業継続教育措置) への参加を拒否する。

(h) 給付実績等

2010年における月当たりの「失業給付Ⅰ」の受給者数は、1,023,666人であった。

資料出所：ドイツ連邦雇用庁 (BA)<sup>98)</sup>

**b 失業給付Ⅱ (Arbeitslosengeld Ⅱ)**

(a) 制度の概要

「失業給付Ⅱ (Alg Ⅱ)」は、自身の資金をわずかしか、あるいは全く持たない者であって、就労が可能な者(「就労可能な要扶助者 (erwerbsfähige hilfebedürftige Personen : eHb)」と呼ばれる。)に対して、生計を維持するために不可欠な最低生活水準を保障するために必要な給付を行う制度である。

本制度は、2005年1月1日から施行された「ハルツ第Ⅳ法 (Hartz Ⅳ)」により、「社会扶助 (Sozialhilfe)」<sup>99)</sup>の受給者から就労可能な層を抜き出して「失業扶助 (Arbeitslosenhilfe)」<sup>100)</sup>と統合し、「社会法典第2編 (SGB Ⅱ)」において就労可能な要扶助者 (eHb) を対象として新たに制定した。

この新法典により失業者本人 (就労可能な要扶助者 (eHb)) には「失業給付Ⅱ」が支給される。就労可能な要扶助者 (eHb) が、就労可能でない要扶助者と「需要

共同体 (Bedarfsgemeinschaft : BG)」において生活している場合には、就労可能でない要扶助者に対し、「社会手当 (Sozialgeld : SG)」<sup>101)</sup>が支給される。給付のレベルは、社会扶助と同一基準に設定されている。

就労可能な要扶助者 (eHb) である本人と需要共同体 (BG) において生活する者とは以下の者のことを言う。

- ① 就労可能な要扶助者 (eHb) のパートナー (以下のような場合も含む)
  - 一時的に離れて生活している配偶者
  - 一時的に離れて生活している生活パートナー
  - 就労可能な要扶助者 (eHb) と共通世帯で暮らし、互いの意思を合理的に評価し、相互に責任を負い保証し合う者 (責任共同体・保証共同体におけるパートナー)<sup>102)</sup>。
- ② 25歳未満の就労可能な要扶助者 (eHb) 又はそのパートナーの未婚の子供
- ③ 25歳未満の就労可能な未婚の子供の、自身の就労能力のない父・母・パートナー

(b) 根拠法令

「社会法典第2編 (SGB Ⅱ) —求職者のための基礎保障 (Grundsicherung für Arbeitsuchende) —」である。

(c) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) と地方自治体が共同で設置する「ジョブ・センター (Job Center)」が管理運営する<sup>103)</sup>。

(d) 財源

ドイツ連邦政府の一般財源 (税金) 及び地方自治体の

■97) 「社会法典第3編 (SGB Ⅲ)」 §144 ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/\\_144.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_144.html)) 参照。

■98) ドイツ連邦雇用庁 (BA) ホームページ :

"Arbeitslosengeldempfänger Deutschland/West-/Ostdeutschland Berichtszeitraum : 1991 bis 2010"

([http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Lohnersatzleistungen-SGBIII/Arbeitslosengeld/Arbeitslosengeld-Nav.html?year\\_month=aktuell](http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Lohnersatzleistungen-SGBIII/Arbeitslosengeld/Arbeitslosengeld-Nav.html?year_month=aktuell)) 参照。

■99) 「社会扶助 (Sozialhilfe)」は、日本の生活保護に相当する困窮者保護制度である。

■100) 「失業扶助 (Arbeitslosenhilfe)」は、失業保険と生活保護の間に位置する制度で、1918年に法制化され2004年まで続いた。主に失業保険の給付期間が満了した者を対象とし、離職前の賃金に対応する給付を無期限に行うものであったため、失業の長期化とともに財政負担が増大した。

■101) 「社会手当 (Sozialgeld)」には、「失業給付Ⅱ」における基準給付 (RL)、追加需要、住居と暖房に関する給付が含まれる。なお、就労可能でない要扶助者が、単身の場合には、「社会扶助 (Sozialhilfe)」の対象となる。

■102) 互いに関して責任を負い、保証しあうお互いの意思は、例えば、パートナーが1年以上一緒に暮らしている、共通の子供と暮らしている、あるいは子供や構成員を世帯内で扶養している、もしくは他者の所得や資産を自由に使う権限を与えられている場合に、存在すると推定される。これらの基準を満たした場合には、需要共同体 (BG) として受理される。ただし関係者が逆のことを証明した場合には、需要共同体 (BG) とは認められない。

一般財源（税金）である<sup>104)</sup>。

#### (e) 制度の対象者

「失業給付Ⅱ (AlgⅡ)」の受給対象者は、15歳以上65歳未満<sup>105)</sup>の就労可能な要扶助者 (eHb)<sup>106)</sup>及び需要共同体 (BG) において生活する者で、日常的にドイツに居住する者<sup>107)</sup>である。

就労可能 (erwerbsfähige) とは、1日あたり3時間以上就労可能であることである。要扶助 (hilfebedürftige) であるとは、本人及び本人と需要共同体 (BG) において生活する者とが生活するために必要となる額を本人の能力と資金では十分に満たすことができないことを意味する。

#### (f) 受給要件

就労可能であること及び要扶助性が存在することが必要である。

なお、失業状態は要件ではなく、自営業者でも要扶助である場合や、僅少労働者 (ミニ・ジョブの従事者) も支給対象者となる<sup>108)</sup>。

要扶助性を判断するにあたっては、原則として、財政的支援を受けようとする前に、まず自身の保有する資金を生活費に充当しなければならない。したがって、就労可能な要扶助者 (eHb) に所得や資産があるならば、その所得や資産から生活費に算入することにより、要扶助性が一時的に、部分的または完全に認められない場合がある。

#### (g) 給付内容

離職前の賃金に関わりなく、生活に最低限必要な金額を保障するものである。なお、給付期間の制限はない。

就労可能な要扶助者 (eHb) は、「失業給付Ⅱ (AlgⅡ)」として以下①～⑤のものを受給する。

##### ① 基準給付額 (Regelleistung : RL)

継続的・一時的需要を総括的に満たすものとして、基準給付額 (Regelleistung : RL) がある。

〈表3-3-5〉基準給付 (Regelleistungen : RL) に関する総括表 (2012年1月1日以降)

成人 (18歳以上)		未成年 (18歳未満)			
本人	需要共同体 (BG) において生活する者				
・単身者	・双方とも成人のカップル (成人1人につき)	・25歳未満で、需要共同体 (BG) において生活する者	・14～17歳	・6～13歳	・0～5歳
・ひとり親					
・未成年のパートナーがいる者					
374ユーロ/月 <sup>109)</sup>	337ユーロ/月	299ユーロ/月	287ユーロ/月	251ユーロ/月	219ユーロ/月

出典：「社会法典第2編 (SGBⅡ)」第20条及び第23条<sup>110)</sup>

##### ② 追加需要 (Mehrbedarfe)<sup>111)</sup>

妊婦、未成年のひとり親、障害者、健康上の理由から高額のコストがかかる食事を必要とするなど、基準給付 (Regelleistung : RL) では生活が維持できない者に関する一定の追加的需要 (Mehrbedarfe) に対して、担当機関は「失業給付Ⅱ (AlgⅡ)」あるいは「社会手当 (SG)」に加えて補足的な支給を行うことができる。

■103) 「社会法典第2編 (SGBⅡ)」§44b ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_2/\\_44b.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_44b.html)) 参照。

2011年5月現在、「ジョブ・センター」は、全国に430カ所設置されている。

連邦労働・社会省のホームページ ([http://www.bmas.de/portal/51718/2011\\_05\\_16\\_sgb2\\_infoplattform.html](http://www.bmas.de/portal/51718/2011_05_16_sgb2_infoplattform.html)) 参照。

2007年12月20日に、ジョブ・センターの責任の主体が明確でないとの理由で連邦憲法裁判所により違憲判決が出された。これを受けて、政府は2010年7月9日に、ドイツの憲法に当たる「基本法 (GG)」を改正することでジョブ・センターの存続を可能にした。

■104) 「社会法典第2編 (SGBⅡ)」第46条 ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_2/\\_46.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_46.html)) 参照。

■105) 上限年齢は、老齢年金の受給開始年齢に対応している。老齢年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、2012年から2029年までに段階的に65歳から67歳へ引き上げられることが法律で定められている。

■106) 老齢年金受給者、施設入居者、職業教育訓練の受講生、学生は給付の適用対象とはならない。

■107) 外国人の場合は、ドイツにおいて就労を目的とする滞在許可を有しているか又は滞在許可の取得が可能な場合に給付を受けることができる。ただし滞在期間のうち最初の3ヶ月間には、原則として「失業給付Ⅱ」を受給することはできない。

■108) 「社会法典第2編 (SGBⅡ)」§§7～9 ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_2/\\_7.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_7.html), [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_2/\\_8.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_8.html), [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_2/\\_9.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_9.html)) 参照。

■109) 2011年1月1日より、5ユーロ引き上げられ、2012年1月1日より、更に10ユーロ (うち7ユーロは賃金・物価変動に基づく調整分) 引き上げられた。

■110) 基準給付 (Regelleistungen : RL) に関する総括表については、Sozialleistungen info. Leistungen des Arbeitslosengeld II Personenkreisのホームページ (<http://www.sozialleistungen.info/con/hartz-iv-4-alg-ii-2/alg-ii-leistungen.html>) 参照。

■111) 「社会法典第2編 (SGBⅡ)」§30 ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_2/\\_21.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_21.html)) 参照。

Sozialleistungen info.のホームページ Leistungen des Arbeitslosengeld II Mehrbedarf (<http://www.sozialleistungen.info/con/hartz-iv-4-alg-ii-2/alg-ii-leistungen.html>) 参照。

(表 3-3-6) 追加需要(Mehrbedarfe)の上乗せ額(2011年1月1日以降)

対象者のカテゴリー	月額	基準給付に対する割合
妊娠12週以降の妊婦 ・パートナーがいない場合 ・パートナーがいる場合	64ユーロ 57ユーロ	17%
ひとり親で7歳未満の子供 が一人いる場合、又はひとり 親で16歳未満の子供が 2人以上いる場合	135ユーロ	36%
ひとり親で、未成年の子供 を養育する場合	子供一人につき 45ユーロ	一人につき12% 合わせて最高60%
障害者で職業訓練を受講し ている者等	131ユーロ	35%

④ 住居と暖房のための給付

(Leistungen für Unterkunft und Heizung)

住居費<sup>112)</sup>と暖房費は、その額が適切である限り、実費負担額が、地方自治体によって就労可能な要扶助者(eHb)に対して支払われる。連邦政府は給付費用の一部<sup>113)</sup>を負担する。

⑤ 万が一の場合の特別な給付

- ・特別な需要<sup>114)</sup>の際の貸付金

生計を脅かすような特別な需要が発生する可能性がある場合は、現物給付(原価)や貸付金としての金銭給付を受け取ることができる。

⑥ 教育パッケージ(Bildungspaket)

2011年1月1日より、「教育パッケージ(Bildungspaket)」として、扶助が必要な家庭の子供に対して、教育と社会参加を推進するための現物給付(学用品、学校遠足、個別の学習支援、学校での昼食、音楽やスポーツクラブ等への参加)を行っている。

(h) 制裁

① 「失業給付Ⅱ(AlgⅡ)」の受給者に対する制裁

「失業給付Ⅱ(AlgⅡ)」の受給者が、正当な理由なく、合理的な就労の斡旋等を受け入れることを拒否するなどの義務違反を行った場合には、初回の義務違反で基準給付が30%減額される。さらに2度目の義務違反があった場合には基準給付が60%減額され、1年間に3回の義務違反を重ねると、「失業給付Ⅱ(AlgⅡ)」の請求権がなくなる。比較的軽い違反(相談期日にジョブセンターに来ない場合等)には10%減額となる。

② 「社会手当(SG)」の受給者に対する制裁

「社会手当(SG)」を受給している者に対しては、違反について一律3か月間の制裁措置が採られる。

(i) 給付実績等

2010年における「失業給付Ⅱ(AlgⅡ)」の月当たりの受給者数は4,894,219人、「社会手当(SG)」の月当たりの受給者数は1,818,734人であった。

資料出所：ドイツ連邦雇用庁(BA)<sup>115)</sup>

c パートタイム就労失業給付  
(Teilarbeitslosengeld)

(a) 制度の概要

パートタイム就労失業給付は、社会保険加入義務のある雇用に複数従事している者がそのうちの1つ以上の職を失った場合に、所得保障のための給付として支給されるものである。

(b) 根拠法令

「社会法典第3編(SGBⅢ)」§150である。

(c) 管理運営主体

連邦雇用庁(BA)が管理運営する。

■112) 住居費とは別に「住居手当(Whongeld)」があるが、これは、住居を賃借又は保有する低所得者に対する助成として、申請により家族の人数と所得に応じて支給される。なお、「失業給付Ⅱ」、「社会手当(SG)」の受給者は、別途申請する権利を有しない。

連邦交通・建設・都市開発省(BMVBS)のホームページ

([http://www.bmvbs.de/EN/BuildingAndHousing/Housing/housing\\_node.html#doc26430bodyText3](http://www.bmvbs.de/EN/BuildingAndHousing/Housing/housing_node.html#doc26430bodyText3)) 参照。

■113) 2010年における連邦政府の費用負担の割合は、Baden-Württemberg州には27.0%を、Rheinland-Pfalz州には33.0%を、その他の州には23%となっている。「社会法典第3編(SGBⅢ)」

■114) 特別な需要とは、例えば損失、損傷、物品の窃盗、あるいは急を要する整備作業などが想定されている。

■115) ドイツ連邦雇用庁(BA)ホームページ:

「Statistik der Grundsicherung für Arbeitsuchende nach dem SGBⅡ」, Zeitreihe zu Strukturwerten SGBⅡ nach Ländern, June 2011

([http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Grundsicherung-fuer-Arbeitsuchende-SGBII/Ueberblick/Ueberblick-Nav.html?year\\_month=aktuell](http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Grundsicherung-fuer-Arbeitsuchende-SGBII/Ueberblick/Ueberblick-Nav.html?year_month=aktuell)) 参照。